平成２７年（フ）第２号
岡山県新見市下熊谷165番地７
債務者　浅野　正義
１　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月16日午後２時
岡山地方裁判所新見支部

平成２７年（フ）第６９１号
東京都八王子市石川町1924番地６
債務者　田母神智子
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６７５号
東京都八王子市狭間町1782番地１シャルムベルシー302号
債務者　山崎　早苗
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５３６号
神奈川県藤沢市藤沢541番地の３　レオパレスナンナン403
債務者　田久保　忠
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１２号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄420番地２
債務者　山口　真憂
１　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４２号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番10―907号
債務者　渡邉　智子
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９号
長野県小諸市東雲６丁目７番１号　市営住宅224号
債務者　スタデュク　スパーポン（通称スタデュック　スパーポン）
１　決定年月日時　平成27年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第７５号
長崎県北松浦郡佐々町沖田免265番地１　ブルーフィールド102号室、前住所長崎県北松浦郡佐々町市場免36番地１　ケンシンビルド402号
債務者　山口　未来（旧姓森田）
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
長崎県佐世保市小佐世保町２番11号　サンロード川崎403、前住所長崎県佐世保市京坪町２番12号　ＨＯＰＥレオパレス104
債務者　植木　邦江（旧姓藤木）
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
長崎県佐世保市鹿子前町844番地　101号、前住所長崎県佐世保市大潟町241番地４　みどりハイツ202号室
債務者　宮本奈津子（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
長崎県佐世保市中原町15番４号、前住所長崎県北松浦郡佐々町羽須和免808番地８
債務者　鴨川　健二
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
栃木県足利市福居町868番地13　ラフォーレ福居６Ｃ―107
債務者　庄司　絢佳
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１５１８号
神奈川県綾瀬市大上６丁目２番23号　コスモハイツＡ202
債務者　永島　浩之
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５４０号
横浜市保土ケ谷区峰沢町35番地１　峰沢町団地406号
債務者　平山勝太郎
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１７号
島根県浜田市紺屋町46番地
破産者　洲脇　由子
１　決定年月日　平成27年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部